



# 島根県報

平成20年 8月26日 (火)  
第 2,012 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	1
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	1
公 告		
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	2
都市計画事業の認可	( " )	2
正 誤		
平成20年 8月 1日付け島根県報第2,005号中	(森 林 整 備 課)	2

## 告 示

### 島根県告示第706号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年 8月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー（松江サティ） 松江市東朝日町151番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
片倉工業株式会社 代表取締役 岩本 謙三 東京都中央区京橋三丁目 1 番 2 号
- (3) 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 3 箇所  
(変更後) 5 箇所
- (4) 変更の年月日  
平成20年 9月 1日

#### 2 届出年月日

平成20年 8月11日

#### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

### 島根県告示第707号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年8月26日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員		
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町南講武158番1地先から同162番1地先まで	前	メートル 12.00～ 30.00	メートル 77.00	松江県土整備事務所 不用物件発生 減幅 事業用地と交換
			後	12.00～ 15.00	77.00	

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月26日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画地区計画
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成20年8月15日中国地方整備局告示第67号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成20年8月26日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
大東都市計画道路事業3・3・2号新庄飯田線
- 2 施行者の名称  
島根県
- 3 事務所の所在地  
雲南市木次町 雲南県土整備事務所
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 雲南市大東町大東地内
  - (2) 使用の部分 なし

## 正 誤

平成20年8月1日付け島根県報第2,005号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から12	平成13年12月14日農水省告示第899号	平成13年12月14日島根県告示第899号

